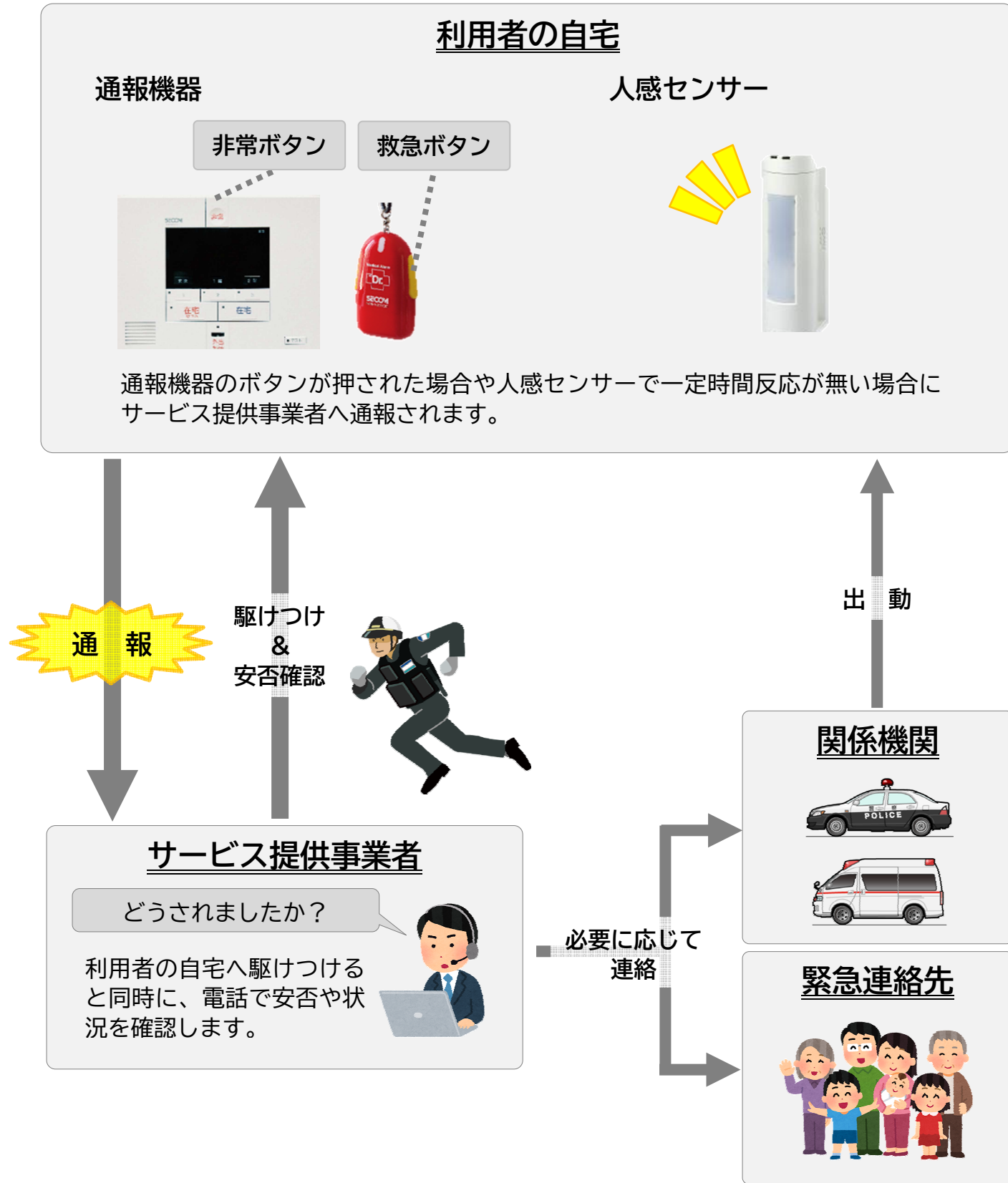


◆安否みまもり・駆けつけサービスの通報イメージ



◆電話健康相談サービス

24時間、看護師などが健康などの相談を受けます。



江別市

緊急通報サービス助成

サービスの内容

◆安否みまもり・駆けつけサービス

- 救急ボタンを押すと、病状などの確認後、必要に応じ消防へ通報し、警備員が自宅に駆けつけます
- 壁設置型とペンダント型（生活防水）の機器で、室内のどこからでも通報ができます
- 一定時間、人感センサーに反応が無いと、警備員が自宅に駆けつけます
- 合鍵を預かり、緊急時には警備員が合鍵を持って駆けつけます

◆電話健康相談サービス

- 24時間、看護師などが健康などの相談を受けます

○壁設置型通報機器



○ペンダント型通報機器



○人感センサー



※その他付属機器が含まれます

助成対象者

江別市内にお住まいで、次のいずれかで構成される世帯の方

- ①「65歳以上の病弱な方」のみで構成される世帯
- ②「重度身体障がい等の方」のみで構成される世帯
- ③「65歳以上の病弱な方」と「重度身体障がい等の方」のみで構成される世帯

※重度身体障がい等…身体障がい（肢体障がい1・2級）、知的障がい（療育手帳A判定）、精神障がい（1級）

サービス利用料金の額

対象経費	区分	本人負担額	市助成金の額	月額利用料
月額利用料	生活保護受給世帯	月額 0円 ~	月額 2,750円まで	月額 2,750円~
	その他一般世帯	月額 750円(税込)~	月額 2,000円まで	
機器撤去費	全ての世帯	9,350円(税込)~		

※電気料金や相談時の通話料金は別途かかります。

※鍵の複製にかかる費用は、利用者の負担となります。

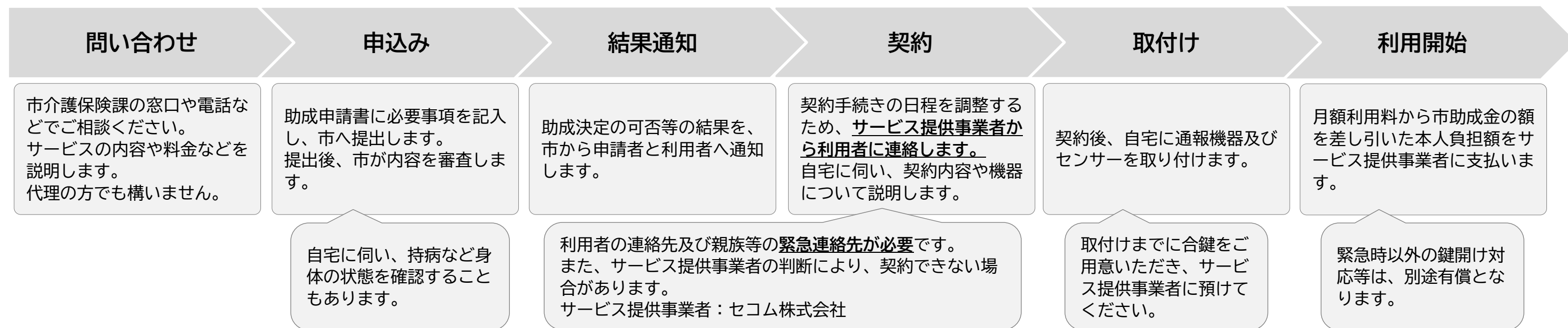
※本サービスのほか、契約内容（オプションサービス等）に応じて本人負担額は変わります。

※契約内容（オプションサービス等）は、契約時にサービス提供事業者へ確認してください。

※利用料金は口座引落しです。市助成金の額を差し引いた金額が引き落とされます。

※市助成金は、毎月の利用状況を確認した上で、サービス提供事業者へ支払われます。

サービス利用開始までの手続きと流れ



注意事項

- サービスの目的以外での使用、譲渡、貸付、または無断での取り外し等はしないでください。
- 自己の責任により破損や紛失をした場合は、別途、損害賠償が発生することがあります。
- 利用料金に未納がある場合は、助成金の変更やサービスの提供を停止することがあります。

問い合わせ先

〒067-8674 江別市高砂町6番地
江別市健康福祉部介護保険課高齢福祉係（本庁舎14番窓口）
TEL 011-381-1067（直通）